

(平成24年3月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録については、平成3年4月から同年9月までは38万円、同年10月から5年3月までは36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から5年4月1日まで

私は、昭和59年8月から平成9年5月末まで、A社が運営する施設で勤務した。ねんきん定期便では、同社で勤務していた期間のうち申立期間の標準報酬月額について、9万8,000円と通知されている。本社から給与減額等の話を聞いたことも無く、厚生年金保険料も従来どおり控除されていたはずなので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成3年4月から同年9月までは38万円、同年10月から5年3月までは36万円と記録されていたところ、5年3月29日付けで遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、平成3年分給与所得の源泉徴収票を保管しており、同徴収票に記載されている「社会保険料等の金額」は、訂正前の標準報酬月額から算出される健康保険及び厚生年金保険の保険料額に雇用保険の保険料額を加算した額とほぼ一致している。

また、オンライン記録において、複数の者が、申立人と同日又はその翌日付けで、標準報酬月額の遡及訂正が行われていることが確認できる上、A社に係る滞納処分票によると、同社は、申立期間当時、多額の社会保険料を滞納し、同社の役員が再三社会保険事務所を訪れ、納入方法や納付時期について相談していたことが確認できる。

さらに、申立人は、「申立期間当時、B施設の事務所で事務をしていたが、

給与や社会保険に関する業務はしていない。年金事務所から通知が来るまで、自分の標準報酬月額が引き下げられていたことを知らなかった。」旨供述しているところ、A社に係る商業登記簿によると、申立人は同社の役員ではない上、B施設で勤務していた複数の同僚は、「申立人は、B施設の事務員であったが、給与の計算や社会保険関係の事務は、本社でしていた。」旨供述しているほか、滞納処分票に記載されている内容から判断すると、申立人は当該遡及訂正に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成5年3月29日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、3年4月から同年9月までは38万円、同年10月から5年3月までは36万円と訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 49 年 9 月まで

私は、昭和 41 年 3 月から平成 10 年 9 月まで、A 社（現在は、B 社）に勤務した。

申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、前年と比べ極端に低くなっているので、調査の上、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 4 月から標準報酬月額が下がっているので、記録の訂正を希望すると申し立てている。

しかしながら、A 社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立期間におけるほぼ全ての被保険者の標準報酬月額が、申立人と同じ昭和 47 年 4 月に下がっていることが確認できる。

また、複数の同僚は、「標準報酬月額が下がったのは、昭和 47 年に A 社の賞与の支給回数が 4 回から 2 回に変わったためだと思う。」と供述しているところ、当時、賞与については、厚生年金保険法第 3 条第 1 項第 3 号及び第 4 号において「年間 4 回以上の賞与は報酬に含め、4 回未満の賞与は報酬に含めない。」と規定されていたことから、同社の年間賞与支給回数の変更に伴い、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は引き下げられたと考えられる。

さらに、企業年金連合会が保管している A 厚生年金基金の記録によると、申立人の申立期間に係る報酬給与月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年9月頃から27年5月1日まで
② 昭和27年7月1日から35年10月1日まで

申立期間①については、私は、昭和26年9月頃にA社（現在は、B社）に勤務していた知人の紹介で同社に入社し、27年4月30日まで勤務していたが、日本年金機構からの回答によると、同社における厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間①について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②については、私は、昭和27年5月1日にA社から同社に隣接していたC事業所（昭和28年11月に、D社と名称変更）に転籍し、35年9月末頃まで同事業所に継続して勤務していたが、日本年金機構からの回答によると、同事業所における厚生年金保険被保険者期間は27年5月1日から同年7月1日までの2か月間しか記録されていないので、申立期間②について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社において当該期間に厚生年金保険被保険者記録が確認でき、かつ、連絡先が判明した同僚で、照会できた14人のうち、申立人を記憶している4人中3人からは、申立人の同社における勤務期間及び申立人が同社とC事業所のどちらに籍があったか等の勤務実態についての供述は得られなかった上、残る1人は、「申立人の勤務期間については記憶していないが、申立人は、A社ではなくC事業所に勤務していたと思う。」旨供述している。

また、A社の申立期間①当時の事業主及び役員は、連絡先不明又は死亡している上、同社の後継会社であるB社は、「当時の資料は保管していないため不明である。」旨回答しているため、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人を同社に紹介したとする知人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）並びにオンラ

イン記録によると、当該知人の同社における厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

加えて、上記の知人は連絡先不明のため供述が得られない上、上記の申立人を記憶している同僚4人からは、申立人の申立期間①における厚生年金保険料控除についての供述は得られなかった。

また、申立人は、「社会保険事務所（当時）が、私の年金記録を消した。」旨主張しているが、上記の被保険者名簿によると、申立期間①において健康保険の整理番号に欠番は無く、不自然な形跡も見当たらないことから、申立人のA社に係る記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、当該期間において、上記の知人と共にC事業所に継続して勤務していたと申し立てしているところ、同事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同事業所の当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、C事業所において申立期間②に厚生年金保険被保険者記録が確認でき、かつ、連絡先が判明した同僚で、照会できた11人のうち5人は、申立人を記憶しているものの、当該同僚からは、申立人の同事業所における勤務期間等の勤務実態について具体的な供述は得られず、厚生年金保険料控除についても供述は得られなかった。

さらに、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、上記の知人は、昭和28年2月5日に初めて厚生年金保険の被保険者資格を取得している上、申立期間②において継続した厚生年金保険被保険者記録となっていないことが確認できることから、前述のとおり、当該知人は連絡先不明のため供述が得られない。

加えて、申立人は、「社会保険事務所が、私の年金記録を消した。」旨主張しているが、上記の被保険者名簿の申立人の欄において、訂正等の不自然な記載は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。